



2018年12月12日

**非居住者企業の受取配当による再投資にかかる源泉税の繰延措置、
国家税務総局が関連実務規定を公布**

国家税務総局は2018年10月29日付で、《国外投資家の利益配当による直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の適用範囲拡大関連問題に関する公告》（国家税務総局公告2018年第53号、以下「本公告」）を公布しました。本公告は、2018年1月1日に遡って執行されます。

通常、非居住者企業が中国から受け取る配当などは源泉所得税（10%または税収協定の優遇税率）が徴収されます。一方、2018年9月に公布された《国外投資家の利益配当による直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の適用範囲拡大に関する通知》（財税[2018]102号）※により、非居住者企業がその受取配当を用いて中国へ再投資する場合、一定条件に合致すれば源泉所得税徴収が暫定的に免除されます。

本公告は、財税[2018]102号の繰延納税政策の適用対象の明確化、金融主管部門の関連規定との整合化など、実務上の取扱を補足しています。

なお、本公告の従前規定にあたる国家税務総局公告2018年第3号は、本公告の施行と同時に廃止されています。

※ SMBC (CHINA) NEWS【2018】45号ご参照。弊行ホームページに当NEWSバックナンバーを掲載しております。
(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

<繰延納税政策の概要>（[青字](#)は本公告の内容）

1. 適用対象**◆ 条件**

- 国外投資家の中国国内居住者企業から配当された利益による「非禁止外商投資プロジェクト・分野」への再投資

◆ 受取配当

- 国外投資家が2018年1月1日以降に取得した配当・特別配当などの権益性投資収益は、繰延納税政策を適用可能
- [国外投資家が2017年1月1日より2017年12月31日までに取得した配当・特別配当などの権益性投資収益についても、繰延納税政策を適用可能（この場合、従前の財税\[2017\]88号・国家税務総局公告2018年第3号などを引き続き遵守）](#)

◆ 事後申請

- 本政策が適用可能だが実際には享受していなかった国外投資家は、関連税金の実際納付日より3年以内に追加申請することができ、納付済の税金は還付する
- [税金還付には、利益配当企業の主管税務機関に《非居住者企業源泉所得税納付繰延情報報告表》および関連契約書・支払エビデンスなどの資料提出が必要](#)

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2. 適用条件（全条件に合致必要）

- ◆ **直接投資** 国外投資家が中国からの利益配当にて行う増資・新設・持分買収などの権益性投資行為
- ◆ **利益配当** 居住者企業の実現された内部留保を原資とする配当・特別配当などの権益性投資収益
- ◆ **資金振替** 投資に用いる資金（資産）は、必ず被投資企業または持分譲渡者の口座に直接振替

直接投資 行為

対象

- ✓ 中国国内居住者企業の実収資本または資本積立金の新規増加・振替増加
[国外投資家が配当された利益を国内居住者企業の払込未済の登録資本の追加に用い、実収資本または資本積立金を増加させる場合、上記条件に該当](#)
- ✓ 中国国内での居住者企業への投資・新設
- ✓ 非関連者からの中国国内居住者企業の持分買収
- ✓ 財政部・税務総局が規定する其他方式

対象外

- ✗ 条件に合致する戦略投資以外の上場会社の株式の新規増加・振替増加・買収
- ✗ 関連者からの持分買収

利益配当

要求

- ✓ 国外投資家が配当を受ける利益は、中国国内居住者企業が投資家へ実際に配当する、実現された内部留保から生じる配当・特別配当などの権益性投資収益
- ✓ 国外投資家が2017年1月1日以降に取得した配当などの権益性投資収益

注意点

- ✓ 上述の居住者企業の実現された内部留保には、過年度の未配当収益も含む

資金振替

支払形式

- ✓ 現金形式
関連代金は利益配当企業の口座から被投資企業または持分譲渡者の口座に直接振り替え、直接投資前に国内外のその他口座への移動は不可
[国外投資家が人民元再投資専用預金口座[※]を通じて再投資資金を振り替え、かつ関連代金の利益配当企業の口座から国外投資家の人民元再投資専用預金口座への振替当日に、国外投資家の人民元再投資専用預金口座から被投資企業または持分譲渡者の口座に振り替える場合、上記規定に合致](#)

[※《外商直接投資人民元決済業務管理弁法》（中国人民銀行公告\[2011\]第23号）の規定する非居住者口座で、国外投資家が人民元配当利益などを中国への再投資に用いる際に使用](#)

- ✓ 非現金形式

関連資産の所有権は利益配当企業から被投資企業または持分譲渡者に直接移転し、直接投資前にその他企業・個人の代理保有または一時保有は不可

注意点

- ✓ 被投資企業への振替前に国内外のその他口座へ移した場合、本政策は適用不可

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

3. 適用手順

◆ 国外投資家による申告責任

- 本政策を享受する国外投資家は申告責任を負い、利益配当企業に事実通り関連資料を提供
- [国外投資家は「非居住者企業源泉所得税納付繰延情報報告表」に記入し、利益配当企業に提出](#)

◆ 利益配当企業による資料審査および当局備案（届出）

- 利益配当企業は、国外投資家の提出資料を審査し、条件に合致すると判断した場合に限り、源泉所得税を暫時納付せず、主管税務機関に備案手続を実施
- [利益配当企業は、以下の結果を確認後、繰延納税政策を執行](#)
 - ・ [国外投資家が作成・報告した情報が完全であり、不十分な項目がない](#)
 - ・ [利益の実際の支払過程が国外投資家の作成・報告した情報と一致](#)
 - ・ [国外投資家が作成・報告した情報における利益配当企業に関わる内容が真実・正確](#)
- [利益配当企業がすでに本政策を執行している場合、実際の利益支払日より7日以内に、主管税務機関に関連資料を提出](#)

4. その他

◆ 税務部門による後続管理

- 税務部門が後続管理により国外投資家が本政策の規定の条件に合致しないことを確認した場合、利益配当企業としての責任以外に、国外投資家が規定に基づき企業所得税を納税していないものとみなし、法に基づき納税遅延責任を追及、税金の遅延納付期限は、関連利益の支払日より計算

◆ 投資回収時の税金追納

- 国外投資家が持分譲渡・買戻・清算などの方式を通じて本政策を適用した直接投資を実際に回収した場合、相応する金額の実際受領日より7日以内に、税務部門に繰り延べた税金を申告追納

◆ 特殊性再編に対する本政策の適用

- 国外投資家が本政策の待遇を享受した後、被投資企業に特殊性再編の条件に合致する再編が発生し、かつ実際に特殊性再編として税務処理を行った場合、本政策の継続適用が可能

◆ 代理人への委託

- [国外投資家・利益配当企業は、主管税務機関に書面による委託証明を提出のうえ、本公告の関連事項の手続を代理人に委託することが可能](#)

以上

SMBC (CHINA) NEWS

SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北楼 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599